

新型インフルエンザ等対策の迅速かつ効果的な実施に関する 指定都市市長会緊急アピール

これまでの新型コロナウイルス感染症対応において、指定都市は多くの役割を担っており、保健所設置市として、入院勧告や措置、積極的疫学調査等を実施してきた。また、ワクチン接種についても、予約システムの構築、多数の集団接種会場の確保、接種従事者の確保やワクチンの安全管理など、一連の事務を全て行ってきた。さらには、道府県との調整により、臨時の医療施設の開設や、宿泊療養施設の確保などを実施した指定都市もあり、これらは、指定都市が平時より直接、医療機関等と緊密に連携・調整し、関係性を構築しているからこそ、実施できたことである。

一方で、一定の権限が道府県に留保されていることで、支障が生じた事例もあり、例えば、臨時の医療施設での医療提供や、宿泊療養施設の確保において、道府県との調整がうまくいかず、断念したケースがあった。また、ワクチン接種会場の設置は指定都市が行っていたにもかかわらず、ワクチンの配分は道府県を通じて行われたことにより、配分計画の調整に遅れが生じ、自治体現場で混乱が発生した。さらに、緊急包括支援交付金についても、道府県を経由したために、交付に時間を要した例もあった。

これまでも指定都市市長会は、多くの人口を抱える指定都市の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするため、権限や財源の移譲等について繰り返し要請・提案を行ってきたところである。その点、令和4年12月に成立した改正感染症法においては、全体的に都道府県の権限を強化する改正内容となったほか、このたび閣議決定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」についても、これまでに指定都市市長会が主張してきた必要な事項が盛り込まれておらず、今後、新たな感染症が発生した際の指定都市における機動的かつ効果的な緊急時の対応にあたって懸念があると言わざるを得ない。

新型コロナウイルス感染拡大の初期は、大都市が感染の主たる地域であったことから、感染症の拡大に関しては、指定都市における初期対応が非常に重要であり、現場の実態に即して機動的に対応することで、指定都市内だけでなく、周辺自治体への感染拡大の防止にもつながる。

指定都市が圏域の中核都市として国や他の地方自治体と連携・協力し、感染症危機への対応を行い、国民全体への貢献に寄与するためにも、新たな感染症の拡大初期などの緊急性が高いと考えられる状況においては、高度な専門人材と医療機関が集中する指定都市が迅速かつ効果的な感染症対策を実施できるよう、その実情に応じた権限の移譲が必要であるとともに、指定都市と国が直接情報を共有できる体制づくりが求められる。新型コロナウイルス感染症対応での教訓を生かし、国・道府県・指定都市の役割分担はどうあるべきかとの観点にたつて、新型インフルエンザ特措法や感染症法における制度設計の再構築を行うとともに、行動計画の見直しを強く求める。

令和6年7月2日
指定都市市長会